
◎議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤井 要君） 日程第3、議案第68号 平成30年度松崎町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（長嶋精一君） 議案第68号 平成30年度松崎町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

詳細は担当から申し上げます。

（健康福祉課長 新田徳彦君 提案理由説明）

○議長（藤井 要君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○1番（田中道源君） 介護給付費というものが、介護が必要なサービスを受けた際にお支払いされるものかと思うんですけども、この支払いをされるサービスの場所っていうんでしょうか、これは当町で受けた場合のみ支払われるものですか。それとも他の市町でサービスを受けてもこの介護給付費というのは支払われるんでしょうか。

○健康福祉課長（新田徳彦君） 介護保険給付費につきましては医療と同じで、必ずしも町内に限定されたものではなくて、例えば松崎町の方が西伊豆町のヒューマンヴィラ伊豆に入所されているよっていう場合には、介護サービス給付費は町から払わなければなりませんし、あるいは他の介護保険事業所ですね、訪問介護ですとか西伊豆にある施設ですとか、そういった事業所のサービスを使えば、当然本人は1割負担になってるんですけども、残りの分は町から保険給付費という形でその事業者の方へ払うということになりますので、必ずしも町内だけ限定っていうものではございません。

○1番（田中道源君） ちょっと違う話しになるかも知れませんが、診療所の件で話しをお伺いした際に、介護の機能をお付けすると、その分、介護保険が増えることになるというようなお説明があったと思うんですけども、それが例え町で作ったものでなくても、例えば他所の市町で作ったものを利用すれば同じように増えるっていう認識で合ってますか。

○健康福祉課長（新田徳彦君） まったくその通りでございます。

○6番（渡辺文彦君） 9ページ、財産に関する調書のところで、当年度の増減で8千円なんだけ

ども基金の積み立てが。予備費の方を見れば、結構不用額で残ってるんだけど、この辺の考え方はどうなのかな。もう少し予備費を減らして基金を積立てもいいような気がするんだけど、基金はそんなに無くていいって考えなのかな。その辺を確認したいんですけど。

○健康福祉課長（新田徳彦君） 基金と予備費の関係ということでご質問がございました。

基金につきましては、出来るだけ取り崩したくないというのが先ずございます。なぜかといいますと、次期の介護保険料を算定するとき、基金がある程度ないと介護保険料を値上げせざるを得なくなるものですから、基本的に基金については出来るだけ取り崩しを避けたいという考えでおります。

予備費の方につきましては、今回の決算では不用額が1,497千円ということで、全く使われずじまいで残ったわけですが、先ほど国保のときにも説明しましたが、歳入歳出のバランスなんかも考えて、保険給付費が足りない利用者の方にちょっと待って下さいよというわけにいかないものですから、すぐに対応できるように予備費から充当できるような形で、最低限のものをここで積まさせてもらったということでございます。

○6番（渡辺文彦君） 基金をある程度、持っておきたいということであるならば、これ8千円でしょう。ということは1,000千円以上の予備費を持っているならば、500千円くらい基金に積み立てた方が、僕はいいような気がするんだけど。さっきの話だと、基金を持っておきたいというような話だったと思うんだけど、実質、予備費ってのが動いてないものなら、基金につき込んでも別に問題ないような気がするんだけど、歳出のこの5款に基金積立金ってのがあるんだけど、ここを増やしてもいいような気がするんだけど、その辺はどうなのかな、考え方がよくわからないんだけど。

○健康福祉課長（新田徳彦君） 9ページにあります8千円というのが年度中に動いておりますけれども、これは基金の利子ですね、財産運用収入、その分を基金に積んだということでございます。

予備費の方につきましては、結果的に予備費の充用は無かったわけですが、約1,500千円位ですけれども、やはり我々とするとなんがあるかわからないものですから、一応このくらいは持っておきたいということで計上して、それがたまたま使われなかったということでございます。

○6番（渡辺文彦君） 質問の内容を変えまして、資料の12ページになります。

資料の12ページに受給者率っていうのがあって86パーセント、前年比で4ポイントほど落ち

てるんだけど、結局、認定者だから何らかのサービスを受けなきゃならないから認定されると思うんだけど、それが受けなくてもいいって状況にあるってことはどういうことを意味するのかなってことなんだけどね。何でこれ下がってるのか、その辺ちょっと確認したいんだけど。

○健康福祉課長（新田徳彦君） たまたま29年度は、原因がちょっとよく分からなかったんですけど、認定者が539人と、それまでに比べてもちょっとガクンと落ちました。今度、30年度になりましたら認定者が570人と急に増えたんですね。その結果、たまたま受給率が4ポイント下がったと、分母の方が大きくなったからなというふうに見ております。決してサービスを使わなかったとか、そういうことではないのかなということでは考えておりますけど。

○6番（渡辺文彦君） 基本的にはこの認定ってのは、本人から申請があつての話だよ。認定してもらいたいって申請が・・・申請者にしてみれば認定していただきたいってことは、基本的には何らかのサービスを受けたいってことだよ。だから申請されてると思うんだけど、そうだとすると限りなく100パーセントに近い数字になるのかなと僕の間感なんだけど。これが今までの経年の流れを見ても**ぐらいから90位のところで推移してるんだけどね。この差はどうやってでてくるのか把握してますか。

○健康福祉課長（新田徳彦君） おっしゃるとおり介護サービスを受けたいから申請するっていうのが普通じゃないかなと僕も思ってます。ただ、中には今後どうなるかわからないもので、先に介護保険の認定だけ受けていたいよって方も中にはいらっしゃるんですね。ですから全部が全部、認定を受けてすぐ使いたいよってことではないのかなと思います。

○議長（藤井 要君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第68号 平成30年度松崎町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての件
を挙手により採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（藤井 要君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

暫時休憩します。

（午前11時00分）
